　株式会社●●（以下，「甲」という。）と北海道電力ネットワーク株式会社（以下，「乙」という。）との間に●●契約に係る設備工事を施工することについて次のとおり工事費負担金契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第 １ 条　甲の●●契約申込内容（以下、「本発電等設備」という。）は次のとおりとする。

発　電　場　所：

受　電　地　点：

受　電　電　圧：

契　約　種　別：

契　約　電　力：

第 ２ 条　本発電等設備に対する，電源接続案件一括検討プロセス（以下、「一括検討プロセス」という。）は以下のとおり。

一括検討プロセス名称　　：●●●●エリアにおける電源接続案件一括検討プロセス

（以下，「本プロセス」という。）

本プロセスの公表日：20●●年●月●日

第 ３ 条　本発電等設備に対して，乙は次の工事を実施する。

　　　　　工　 事　 概　 要 ：

工事着手予定年月日：20●●年●月●日

第 ４ 条　本契約により施設した電気供給設備は，乙の所有とする。

第 ５ 条　甲の申込により乙が施設する工事について，甲は乙の託送供給等約款による工事費負担金

　　　　　金●●、●●●、●●●円（うち消費税等相当額●●、●●●、●●●円）を乙に支払うものとする。

　　　　　支払期日は，20●●年●月●日とする。

第 ６ 条　前条の工事費負担金は，工事落成後過不足精算するものとする。

第 ７ 条　第３条による工事着手後において，甲が第１条の申込を取消または変更した場合，あるいは使用を延期したため乙に損害を生じた場合は，甲はその費用を乙に弁償するものとする。

第 ８ 条　甲が第１条の申込を取消した場合，本契約は失効し，第５条の工事費負担金に充当される乙の託送供給等約款による系統連系保証金に相当する額は返還しないものとする。

第 ９ 条　他の辞退者の発生により，工事費負担金が変更となる場合，変更後の工事費負担金が甲の負担可能上限額以下であれば，乙から甲への通知により，第５条の工事費負担金を変更するものとする。

第 １０ 条　本プロセスの完了前に、甲が甲の辞退によらず甲の負担金可能上限額を超過するなどして辞退扱いとなった場合，乙から甲への通知により，本契約は失効するものとする。

第 １１ 条 本契約に関する訴訟については，札幌地方裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とする。

２．本契約は，すべての点で日本法にしたがって解釈され，法律上の効力が与えられるものとする。

３．本契約は，日本語のみによるものとし，他の言語によるいかなる翻訳も参考のためのみであって，当事者を拘束するものではない。

第 １２ 条　本契約に定められていない事項については，乙の託送供給等約款によるものとする。

上記契約締結の証として本書２通を作成し，甲乙各その１通を保有する。

20●●年●月●日

（甲）

（乙）